

令和8年2月5日
危機管理部

令和8年度住まいの防犯対策サポート事業の実施について

1 主旨

区では、令和7年度に個々の住宅の防犯機能を高めることで犯罪を抑止し、区民の犯罪不安の軽減と防犯意識の更なる向上を図るため、住宅の防犯設備等に対する費用を補助する住まいの防犯対策サポート事業を実施した。

令和8年度についても引き続き住まいの防犯対策サポート事業を実施する。

2 令和7年度事業の規模等

(1) 予算

606,960千円

内訳：令和7年度当初予算 201,080千円

令和7年度補正予算（第1次） 405,880千円

(2) 申請想定

世田谷区全世帯数：505,796世帯（R7.4.1現在）

申請率：全世帯の3% ※15,174世帯

(3) 申請状況（令和8年1月31日時点）

①受付件数：12,876件

内訳 電子申請：9,190件（約71.4%）

まちづくりセンター窓口：2,632件（約20.4%）

郵送申請：711件（約5.5%）

地域生活安全課窓口：343件（約2.7%）

※申請件数/日：約49件 申請件数/月：約1,430件

②申請物品割合（降順）

録画機能付きインターホン（39.7%）、防犯カメラ（39.0%）

センサー付きライト（15.3%）、防犯砂利（8.4%）

防犯機能の高い玄関錠（8.3%）、防犯フィルム（6.4%）

3 令和8年度事業の概要

(1) 補助対象者

居住する区内住宅（共同住宅の住戸を含む）に防犯設備等を行った世帯

※令和7年度に補助金を交付した世帯は対象外とする。

(2) 補助対象設備等

防犯カメラ、録画機能付きインターホン、センサー付きライト、

センサー付きアラーム、ガラス破壊センサー、防犯フィルム、防犯砂利、

防犯機能の高い玄関錠、玄関・窓補助錠、面格子、防犯ガラス

(3) 補助率

10分の10を補助する。(100円未満切り捨て)

(4) 補助上限額

40,000円とする。

※上限額以内であれば複数品目の申請を可とするが、申請は世帯で1回限りとする。

(5) 申請想定

世田谷区全世帯数：508,508世帯 (R8.12.1現在)

申請率：全世帯の2% ※10,171世帯

(6) 申請期間

令和8年4月1日(水)から12月28日(月)まで

※令和8年4月1日以降に購入した物品を対象とする。

※申請額が予算の上限に達した場合は、申請受付を終了とする。

(7) 事業の周知方法

区のおしらせ、広報板、ホームページ、災害・防犯情報メール等による周知のほか、町会・自治会、各地域防犯協会、区内警察署、関係団体、区内事業者等をとおして事業周知する。

4 必要経費

令和8年度当初予算 362,925千円

【内訳】補助金	355,985千円
その他事務費	6,939千円

<特定財源>

東京都防犯機器等購入緊急補助事業 補助上限：1万円/世帯 101,710千円
その他事務費 6,939千円

5 今後のスケジュール (予定)

令和8年 4月 広報板、ホームページ、災害・防犯情報メール等による周知
申請受付開始

5月 区のおしらせ (5月1日号)

関係部署、関係団体等への周知、協力依頼

12月 申請受付終了